

岩見沢市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

障がい者が就労によって地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、当該施設等の仕事の受注を確保することが重要である。

このため、市においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」に基づき、障がい者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、岩見沢市の全ての行政組織とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障がい者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく特例子会社
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の全ての条件を満たす事業所）
 - ①障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の 20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上
- (4) 在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等については、次のとおりとする。

ただし、次に記載のないものであっても、障害者就労施設等が受注可能な物品等であれば対象とする。

(1) 物品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店の運営、その他のサービス・役務

5 物品等の調達目標

市は、市全体での障害者就労施設等からの物品等の調達実績額が前年度の実績額を上回ることを目標とする。

6 物品等の調達推進のための具体的方策

(1) 健康福祉部（福祉課）が取り組むこと

ア 調達の円滑化

各部署からの問い合わせ等に対応し、障害者就労施設等からの調達が円滑に推進するための連絡調整を行う。

イ 障害者就労施設等についての情報のリスト化

障害者就労施設等について、名称、所在地、提供可能な物品や役務等の情報を収集・更新するとともに、リスト化して各部署へ配布する。

(2) 各部署が取り組むこと

ア 随意契約制度の活用

予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に基づく随意契約制度を積極的に活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

イ 調達に際しての配慮等

障害者就労施設等からの調達が可能になるように、納期、発注量を考慮するとともに、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧に説明する。

7 地元中小企業等への配慮

地元中小企業や高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等に十分配慮しながら、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

8 調達実績の公表

各年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。